



平成20年8月1日施行

志摩市まちづくり基本条例 逐条解説



目次

前文

- 第1章 総則(第1条 — 第4条)
- 第2章 市民(第5条 ・ 第6条)
- 第3章 議会(第7条 — 第9条)
- 第4章 行政機関(第10条 — 第19条)
- 第5章 情報の共有(第20条 ・ 第21条)
- 第6章 参画及び協働(第22条 — 第26条)
- 第7章 市民自治活動(第27条 — 第29条)
- 第8章 他の団体及び関係機関との連携(第30条)
- 第9章 条例の実効性を確保するしくみ(第31条 — 第33条)



【前 文】

私たちのまち志摩市は、全域が伊勢志摩国立公園に含まれる風光明媚な地域であり、雄大な太平洋と波静かな英虞湾、的矢湾の豊かな海産物の恵みを受け、万葉の時代から「御食つ国(みけつくに)」として栄えてきた歴史があります。この地域は、それぞれの地区が古くから生活圏を共にし、日常的な交流が盛んであり、各地区には特徴ある祭りや伝統芸能が受け継がれ、先人からの歴史や文化が今も息づいています。

私たちは、様々な恵みをもたらす美しく豊かな自然や連綿と受け継がれた歴史と文化を守り、継承し、それぞれの地区の特性を活かし、融合させながら、志摩市の個性として発揮していかなければなりません。

そして、志摩市に住む人が快適に暮らせるよう生活環境を整え、心身ともに健康で生きがいを持てる、誰もが安全で安心に暮らせる「人にやさしいまちづくり」を進めていきます。また、志摩市を訪れる人にも、志摩市の豊かで活気ある生活や「心のもてなし」を実感していただけるよう「住んでよし、訪れてよしの志摩市」の実現を目指していきます。

少子高齢化や地方分権が進展するなかで、志摩市総合計画を実現していくためには、志摩市の自治は自己決定、自己責任を基本とした市民自治活動を促進し、市民が主体となるまちづくりを進めなければなりません。そのために、市民に開かれたまちとして、情報の共有を推進していきます。また、住民や自治会、ボランティア団体、NPO法人等の市民と議会及び行政機関がそれぞれの責務や役割を認識し、協働によるまちづくりを進めることが必要であります。

私たちは、「補完性の原則」に基づき、「志摩のちから」を発揮し、市民一人一人が輝く、自立したまちづくりを実践するために、志摩市まちづくり基本条例を制定します。

【解説】

前文は条例制定の背景を述べ、志摩市が目指すまちづくりにおいて、市政運営の基本原則とその仕組みを明らかにするとともに、この条例の制定趣旨を示したものです。

前段では、志摩市の特性を述べ、中段では、今後の志摩市が目指すべき姿を述べています。

後段では、市民、議会及び行政機関が「補完性の原則」に基づき、協働によるまちづくりに取り組むための指針として、この条例を制定する趣旨を述べています。

* 「補完性の原則」

家族や地域などの小さな単位で可能なことはそれぞれの単位が担い、その単位では不可能若しくは非効率なものを、市町村や県、国などの大きな単位が行うという考え方です。

個人 → 家族 → 地域など → 市 → 県 → 国 → 世界

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、私たちのまち志摩市のまちづくりに関する基本的な事項を定め、地方自治の本旨に基づき、自立したまちの実現を図ることを目的とする。

【解説】

条例の目的を、憲法第92条に定める「地方自治の本旨」（住民自治・団体自治）を具現し、「自立したまちの実現」であることを条文化し明らかにしています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有する人（以下「住民」という。）、在勤又は在学する個人及び市内で事業を営む者又は活動する団体等をいう。
- (2) 行政機関 市長、教育委員会、監査委員、選挙管理委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (3) 市 市議会（以下「議会」という。）及び行政機関で構成される地方公共団体をいう。
- (4) 参画 市民がまちづくりに主体的に参加し、活動することをいう。

- (5) 協働 市民、議会及び行政機関が対等の立場でそれぞれの役割及び責任を認識し、共通するまちづくりの目的の実現に向け、連携、協力及び活動することをいう。

(基本原則)

第3条 私たちのまちづくりは、次に掲げる基本原則によって推進するものとする。

- (1) 国籍、性別、年齢等にかかわらず、市民一人一人の人権が保障され、その個性及び能力が十分に発揮されること。
- (2) 市民、議会及び行政機関がまちづくりに関する情報を互いに共有すること。
- (3) 市民の参画が保障されるとともに、市民、議会及び行政機関が協働すること。

【解説】

志摩市のまちづくりを進めるうえで、重要となる「人権尊重」、「情報共有」、「参画・協働」を規定しました。

(条例の位置付け)

第4条 この条例は、志摩市のまちづくりの基本事項について定める最高規範であり、議会及び行政機関は、他の条例等の制定及び改廃に当たっては、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。

【解説】

本条例が、まちづくりを進めるうえでの、最高規範であることを規定しました。
他の条例等を制定・改廃する場合、本条例の内容を尊重しなければならないことにより、最高規範性を担保しています。



第2章 市民

(市民の権利)

第5条 市民は、まちづくりに関する情報を知る権利及びまちづくりに参画する権利を有する。

【解説】

「知る権利」、「まちづくりに参画する権利」について規定しました。

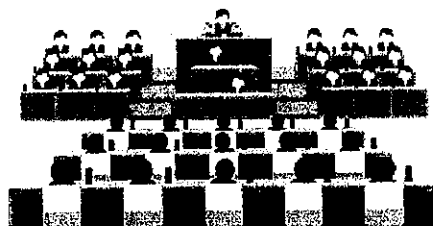
(市民の責務)

- 第6条 市民は、まちづくりの主体であり、自らの発言と行動に責任を持ち、積極的にまちづくりに参画するよう努めなければならない。
- 2 市民は、前条の権利を行使するに当たり公共の福祉の増進に努め、次世代及び自然環境に配慮し、人にやさしいまちづくりに努めなければならない。

【解説】

市民は、まちづくりの担い手であることを自覚し、主体的、積極的に参画することを促しております。

自らの権利を行使するうえで、公共の福祉を享受する他の市民の権利を侵害しないよう、かつ、今後の志摩市の発展にも配慮するよう規定しました。



第3章 議会

(議会の役割と権限)

- 第7条 議会は、市の意思決定機関であるとともに、市政運営を監視し、けん制する機能を有する。
- 2 議会は、法令の定めるところにより、条例の制定及び改廃並びに予算の決定、決算の認定等を議決するとともに、行政機関に対する検査、監査請求等の権限を有する。
- 3 議会は、この条例の趣旨を踏まえ、市民の意思を市政に反映させるため、積極的にまちづくりの推進に努めるものとする。

【解説】

議会が市の政策の意思決定を行う機関であることを明記し、地方自治法に基づき、様々な権限を有することを例示しております。

また、本条例の趣旨である、協働によるまちづくりの主体として、議会の権能を充分発揮し、まちづくりを推進していくことを規定しました。

(議会の責務)

- 第8条 議会は、市民との情報共有を図り、市民に開かれた議会運営に努めなければならない。
- 2 議会は、行政活動を調査及び監視するとともに、市の政策水準の向上を図り、政策形成機能の強化とその活用を努めなければならない。

【解説】

議会は、地方分権に対応した自治の確立を図るためには、積極的な法務政策が求められており、政策形成機能を強化し、その活用をすることを規定しました。

(議員の責務)

第9条 議会議員は、市民の信託にこたえ、誠実に職務を遂行するとともに議会の責務を遂行するため、自己の研さんに努めなければならない。

【解説】

議会議員は、特定の地域や団体等の代表でなく、市民全体の代表として行動すべき旨を規定し、また、第7条及び第8条に規定した議会の責務を果たすため、自ら資質の向上に努めることを規定しました。



第4章 行政機関

(行政機関の責務)

第10条 行政機関は、法令で定めるところにより、条例、予算、その他議会の議決に基づく事務及び法令等に基づく事務を誠実に管理し、執行しなければならない。

2 行政機関は、個人情報の厳格な保護を前提とした積極的な情報の公開及び提供を推進し、透明性を確保した公正で適正な行政活動を行うとともに、その説明責任を果たさなければならない。

【解説】

行政機関の責務及び法令遵守義務について、明らかにしています。

協働によるまちづくりを推進する前提として、必要となる「情報公開・提供」、「説明責任」を行政機関の責務として明記しました。

(市長の責務)

第11条 市長は、市の代表者として市の事務を管理し、これを執行する。

2 市長は、市民の信託にこたえ、この条例に基づき、公正かつ誠実に市政を執行しなければならない。

【解説】

市長は、市の代表者として、その地位や権限を選挙によって市民から与えられており、その信託にこたえ地方自治の本旨によりまちづくりを実行する責任者として、誠実に市政を執行する旨を規定しました。

(職員の責務)

第12条 職員は、全体の奉仕者として、公正、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければならない。

2 職員は、地域の課題に適切に対応するとともに、職務に必要な知識、技能等の向上に努めなければならない。

【解説】

職員は、協働によるまちづくりを推進するための担い手であることを自覚し、自ら職務遂行能力の向上に努めることを規定しました。

(法務政策)

第13条 行政機関は、市民の要望や地域課題に対応するため、自らの責任において法令解釈を行い、政策形成できるよう法務体制を充実し、条例、規則等の整備を積極的に行わなければならない。

【解説】

多様化・複雑化する市民ニーズや地域課題に対応するため、関係法令について違反しない範囲での、主体的な解釈が求められており、市独自の政策実現のために、積極的に条例、規則等を制定し活用できる、法務体制の充実について規定しています。

(人事政策)

第14条 市長は、職員と組織の能力が最大限に発揮できるよう、職員を適切に指揮監督し、知識や能力を持った職員の育成並びに適正な人事評価及び配置に努めなければならない。

【解説】

職員の事務能力の向上等について、【志摩市人材育成基本方針】【志摩市職員研修基本方針】により、適切な人材育成の実施及び【志摩市職員の人事評価実施規程】に基づく人事評価を実施し、職員の適正な評価と配置について市長の責務である旨を規定しています。

(公益通報)

第15条 市長は、法令で定めるところにより、職員の公益通報に関する市政運営上の違法行為及び公益の損失を防止するよう努めなければならない。

【解説】

公益通報（内部告発）制度は、適正な市政運営に必要なものであり、【志摩市職員等公益通報取扱規程】の活用により、行政執行の公正性、信頼性等を確保するために規定しています。

(財政運営)

- 第16条 市長は、最小の経費で最大の効果をあげられるよう、健全で効率的な財政運営を行わなければならない。
- 2 市長は、市民負担のあり方や市有財産の有効活用等を検討するなど自主財源の確保と財源調達等の工夫をし、財政基盤の強化に努めなければならない。
 - 3 市長は、予算の執行状況等財政に関する状況を市民に分かりやすく公表しなければならない。

【解説】

市の財政運営の基本を明示するとともに、財産管理も含めた財政政策や税政策等の必要性も規定しました。また、【志摩市財政状況公表条例】を適正に実践することを規定しました。

(意見等への対応)

- 第17条 行政機関は、市民から意見、要望、苦情等があったときは、速やかに事実関係を調査し、誠実に答えるよう努めなければならない。

【解説】

行政機関は市民に対する応答責任があることを明記しました。

(行政評価)

- 第18条 行政機関は、効率的かつ効果的な行政活動を進めるため、常に総合計画等の重要な計画の目標及び成果を明らかにするとともに、その達成度等を適切に評価し、効果的な事業の選択及び質の向上並びに財源、人員等の効率的活用を図らなければならない。

【解説】

行政評価は、単に評価の公表だけにとどまらず、政策形成過程における基本的な仕組みであり、事務等の改善に生かしていくことを規定しました。

(監査)

- 第19条 監査委員は、市の財務等に係る監査を行うに当たり、事務事業の適法性のほか有効性及び効率性の評価を踏まえた監査を行わなければならない。

【解説】

監査委員が行う、市の監査について規定しました。

第5章 情報の共有

(情報共有の推進)

第20条 行政機関は、第5条に規定する市民の知る権利を保障し、市政に関する情報を積極的に提供するとともに、市政運営に必要な情報の収集及び管理を行い、市民との情報共有に努めなければならない。

【解説】

協働によるまちづくりに必要不可欠な「情報共有」について、行政機関の義務を規定しており、【志摩市情報公開条例】【志摩市情報公開条例施行規則】の適正な実施に努める旨を規定しております。

(個人情報の保護)

第21条 行政機関は、別に条例で定めるところにより、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう個人情報の収集、利用、提供、管理等を厳正に行わなければならない。

【解説】

「情報共有」にあたって、その前提となる個人情報の厳正な管理等について、行政機関の義務を規定しており、【志摩市個人情報保護条例】【志摩市個人情報保護条例施行規則】の厳正な実施について規定しております。



第6章 参画及び協働

(参画の保障)

第22条 市民は、行政機関における政策形成、実施過程及び評価へ参画をすることができる。

2 行政機関は、第5条に規定する市民のまちづくりに参画する権利を保障するため、多様な市民参画制度を整備し、積極的な運用を図らなければならない。

【解説】

行政運営の様々な場面に市民が参画することは、市民自治の原点であり、市民の権利であることを規定しました。

また、行政機関は市民参画が容易となるよう、色々な手法を整備する義務を規定しました。

(参画の形態)

第23条 行政機関は、別に定めるところにより、前条第1項の規定による参画する機会として次の各号に掲げる方法のうち事案に応じて必要なものを用いるものとする。

- (1) 審議会、懇談会等への公募委員の募集
- (2) 説明会及び対話集会（タウンミーティング）の開催
- (3) 意見公募（パブリックコメント等）、アンケート調査等の実施

2 行政機関は、前項第2号及び第3号に規定する説明会、対話集会、意見公募、アンケート調査等で提示された意見には、原則として回答し、公表するように努めなければならない。

【解説】

行政機関は、様々な行政運営の場面における市民参画のひとつの手法として、適切な手法を用いて実施することを規定しました。

(住民投票)

第24条 市長は、市政に係る重要事項について広く住民の意思を確認するため、必要に応じて住民投票の制度を設けることができる。

2 住民投票を行う場合は、その事案ごとに投票権者等の住民投票の実施に必要な事項及び投票結果の取扱い等を規定した条例を議会の議決を経て別に定める。

【解説】

市の重要な政策判断が必要な事項について、住民に対する最終確認の手段として、住民投票ができることを規定しました。

本条例では、住民の意思を確認する必要が生じた事案ごとに、投票に参加できるものの範囲等、実施に関し必要な事項等について住民投票条例を制定し、住民投票を実施することを定めています。

(住民投票条例の直接請求)

第25条 住民のうち選挙権を有する者は、地方自治法第74条の規定により、その総数の50分の1以上の連署をもって住民投票を規定した条例の制定を市長に請求することができる。

【解説】

市民参画の重要な手法のため、地方自治法第74条の規定により住民投票に関する条例の制定について住民から請求できることを明記しました。

(協働の推進)

第26条 行政機関は、地域の課題を解決するため、自立的に活動する市民の自主性を尊重し、対等な立場で、協働によるまちづくりを推進する。

- 2 行政機関は、市民がまちづくりの主体として、より良い活動が行える環境を整備し、まちづくり活動を促進するための支援に努めなければならない。

【解説】

行政機関は、自ら協働によるまちづくりを推進していくことを認識するとともに、市民がまちづくり活動を行ううえで、必要な環境整備や支援を行うことを規定しました。



DIXTA.JP - 15708656

第7章 市民自治活動

(市民自治活動の推進)

第27条 市民は、安心して暮らし続けられる豊かなまちづくりの活動に自主的に参画し、相互に助け合い、地域課題の解決に向けて協力して行動するものとする。

- 2 豊かなまちづくりの活動は、公共の福祉の増進に寄与することを目的とし、自主的に組織されたまちづくり団体が議会、行政機関その他の団体とそれぞれの特性を理解し、互いに尊重し合い、協働して行うものとする。
- 3 行政機関は、多様なまちづくり団体が自発的かつ自主的に公共的課題の解決、公共的サービスの提供等に取り組めるよう適切な措置を講じ、必要な支援を行わなければならない。

【解説】

市民は、自治会等「地縁」による団体、NPOや市民活動団体等「志縁」による団体の様々な活動に、自主的に参画し活動すること、各まちづくり団体は互いに尊重し協力すること、そして行政機関は新しい公共の担い手となる団体を育成しうる支援を行うことを規定しました。

(地域コミュニティの推進)

第28条 市民は、地域社会における良好な環境の維持及び増進のため、自主的に自治会等の地域コミュニティの活動に参画し、地域課題の解決に努めるものとする。

- 2 行政機関は、地域コミュニティの果たす役割を尊重し、その活動を推進するために必要な支援を行わなければならない。

【解説】

志摩市におけるまちづくりには、自治会等の果たす役割は大きく、行政機関もその活動を尊重し、【志摩市自治会活動助成金交付要綱】等により必要な支援を行うことを規定しました。

(市民自治活動の制度化)

第29条 行政機関と自治会等は、第5条に規定する権利を保障するための一つとして、自ら地域の課題等を話し合い、解決できるよう、協働によるまちづくりを実践する制度を整備しなければならない。

【解説】

行政機関は、「情報共有」、「市民参画」を実現するシステムの一つとして、その担い手である自治会等と協議・検討のうえ「市民集会システム」を整備するよう規定しました。

第8章 他の団体及び関係機関との連携

(他の団体及び関係機関との連携)

第30条 市は、国及び三重県と対等な立場で連携及び協力し、自治の発展のため、適切な関係を構築するものとする。

2 市は、効率的な自治体運営のため、環境の保全、防災、観光等広域的な課題に取り組むため、他の自治体と積極的に連携及び協力するものとする。

【解説】

国、県と市は上下関係ではなく、適切な関係を構築していく、また、他の自治体とも積極的に連携・協力していくことを規定しました。

第9章 条例の実効性を確保する仕組み

(まちづくり基本条例推進委員会の設置)

第31条 市長は、市民自治をより推進するため、この条例の運用状況を把握し、適切な運用を図るため志摩市まちづくり基本条例推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 前項に規定する委員会の設置に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【解説】

本条例は、まちづくりの基本理念、基本的ルールを定めたものであり、実際の施策や活動の中で市民に活用・実践されなければなりません。そこで本条例の運用状況を調査し、制度の充実・実効性を確保するための組織を設けることを規定しました。

(この条例の検討及び見直し)

第32条 市長は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、社会及び経済情勢の変化に対応しているか検討のうえ、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

【解説】

本条例は、時代の変化に応じて、市民によって守り育てて行くべきであり、その検討及び必要な措置を講じるには、市民参画を経て行う必要があります。

(委任)

第33条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【解説】

この条例の施行に関し、必要となる規則等は、別に定められるよう規定しています。

附 則

この条例は、平成20年8月1日から施行する。

SDGs(エス・ディ・ジーズ)の達成に向けて

SDGs は、平成 27 (2015) 年 9 月に国連で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ (行動計画)」に記載された、国際的な取組目標である「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals)」の略です。

持続可能な世界を創出するために、2030 年までに全ての国や地域で取り組むべき 17 の目標とそれを達成するための 169 の具体的な取組内容、取組の成果を計るための 232 の指標で構成されています。

政府は、SDGs の達成に向け、全国の地方自治体及びその地域で活動するステークホルダーによる積極的な取組の推進が不可欠であるとし、各地方自治体に対し、各種計画等に SDGs の要素を最大限反映することを奨励しており、SDGs 未来都市として持続可能なまちづくりを進める志摩市においても、SDGs に掲げられている 17 の目標について、取組を進めます。

平成30年12月12日 改訂

令和 3年 2月24日 改訂

～ **地域の絆・人と人とのつながいを大切に** ～



志摩市役所 市民生活部 人権市民協働課

【TEL】 0599-44-0227 【FAX】 0599-44-5260

【e-mail】 jinkenshimin@city.shima.lg.jp

改正

平成25年3月8日規則第11号

平成28年3月14日規則第14号

志摩市まちづくり基本条例推進委員会規則

(設置)

第1条 志摩市まちづくり基本条例（平成20年志摩市条例第22号。以下「条例」という。）第31条の規定に基づき、志摩市まちづくり基本条例推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 条例の運用状況を把握し、適切な運用を図ること。
- (2) 条例の周知及び啓発に関すること。
- (3) 条例の検討及び見直しに関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15名以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民からの一般公募者
- (2) 各町自治会連合会代表
- (3) その他自治の推進に携わる者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 5 会議は、原則として公開する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民生活部人権市民協働課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年3月8日規則第11号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月14日規則第14号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

令和6年度 職員研修実施状況(1/2)

	研修内容	参加人数	実施方法
1	新規採用職員ビジネスマナー研修	26人	事業委託
2	新規採用職員コミュニケーション研修	25人	事業委託
3	議会答弁能力向上研修	8人	事業委託
4	管理職向けメンタルヘルス(ラインケア)研修	9人	事業委託
5	人事評価者研修(新任係長級)	10人	事業委託
6	新規採用職員メンタルヘルス研修	26人	事業委託
7	人事評価者研修(課長級・課長補佐級)	105人	事業委託
8	LGBTQ研修	42人	事業委託
9	職員交通安全研修	69人	事業委託
10	管理職向けマネジメント研修	7人	事業委託
11	女性職員向け研修	9人	事業委託
12	志摩市の未来を考える研修	16人	事業委託
13	新規採用職員公務員倫理(コンプライアンス)研修	26人	法務監
14	債権の回収研修(基礎編)	10人	法務監
15	ハラスメント研修 ※広域連合	9人	法務監
16	新規採用職員向けハラスメント研修	29人	法務監
17	相談員向けハラスメント研修	6人	法務監
18	生成AIと法的リスク研修	25人	法務監
19	契約の法的効力、法律と契約の優先順位の捉え方研修	13人	法務監
20	小中学校における危機管理について	13人	法務監
21	学校リスクマネジメント研修	15人	法務監
22	ワンステップ研修Ⅰ(基礎)	16人	三重県市町総合事務組合
23	ワンステップ研修Ⅱ(公文書基礎)	17人	三重県市町総合事務組合
24	ワンステップ研修Ⅱ(地方自治法・地方公務員法)	17人	三重県市町総合事務組合
25	ワンステップ研修Ⅲ(福祉体験)	20人	三重県市町総合事務組合
26	ワンステップ研修Ⅳ(自己改善)	14人	三重県市町総合事務組合
27	ツーステップ研修Ⅰ(セルフコントロール)	13人	三重県市町総合事務組合
28	ツーステップ研修Ⅱ(プレゼンテーション)	14人	三重県市町総合事務組合
29	ツーステップ研修Ⅲ(クレーム対応・ハードクレーム対応)	16人	三重県市町総合事務組合
30	ツーステップ研修Ⅳ(事務ミス防止)	17人	三重県市町総合事務組合
31	スリーステップ研修Ⅰ(OJTトレーナー)	39人	三重県市町総合事務組合
32	スリーステップ研修Ⅱ(ファシリテーション)	12人	三重県市町総合事務組合
33	スリーステップ研修Ⅲ(ロジカルシンキング)	3人	三重県市町総合事務組合
34	スリーステップ研修Ⅳ(タイムマネジメント)	21人	三重県市町総合事務組合
35	フォーステップ研修Ⅰ(情報活用力)	27人	三重県市町総合事務組合
36	フォーステップ研修Ⅱ(業務改善)	28人	三重県市町総合事務組合
37	マネージャー研修(新任係長級 コーチング)	27人	三重県市町総合事務組合
38	マネージャー研修①(係長級 係長級のマネジメント)	41人	三重県市町総合事務組合

令和6年度 職員研修実施状況(2/2)

	研修内容	参加人数	実施方法
39	マネージャー研修②(係長級 政策研修)	22 人	三重県市町総合事務組合
40	リーダー研修(課長補佐級 ハラスメント)	12 人	三重県市町総合事務組合
41	リーダー研修(新任課長級 管理職の心構え・マネジメント)	7 人	三重県市町総合事務組合
42	リーダー研修(課長級 コンプライアンス)	5 人	三重県市町総合事務組合
43	リーダー研修(課長級 リスクマネジメント)	2 人	三重県市町総合事務組合
44	公営企業会計研修	1 人	三重県市町総合事務組合
45	複式簿記入門研修	2 人	三重県市町総合事務組合
46	給与実務研修	3 人	三重県市町総合事務組合
47	コミュニケーション能力研修	2 人	三重県市町総合事務組合
48	モンスタークレマーへの対し方ハードクレーム研修	5 人	三重県市町総合事務組合
49	三重地方行財政研修(入門編)	1 人	三重県市町総合事務組合
50	三重地方行財政研修(実務編)	2 人	三重県市町総合事務組合
51	プレゼンテーションスキル研修	4 人	三重県市町総合事務組合
52	情報発信研修	7 人	三重県市町総合事務組合
53	情報処理研修	3 人	三重県市町総合事務組合
54	税務実務研修(固定資産税)	1 人	三重県市町総合事務組合
55	チラシ・パンフレットデザイン研修	8 人	三重県市町総合事務組合
56	契約事務基礎研修	7 人	三重県市町総合事務組合
57	法制執務研修(初級編)	5 人	三重県市町総合事務組合
58	法制執務研修(実務編)	1 人	三重県市町総合事務組合
59	法制執務研修(法務編)	4 人	三重県市町総合事務組合
60	組織活性化研修	1 人	三重県市町総合事務組合
61	政策研修(生成AI研修)	13 人	三重県市町総合事務組合
62	訴訟対応研修	4 人	三重県市町総合事務組合
63	不当要求対策研修	1 人	三重県市町総合事務組合
64	映像研修	31 人	三重県市町総合事務組合
65	定年延長職員研修	5 人	三重県市町総合事務組合
66	議会広報研修	2 人	三重県市町総合事務組合
67	監査委員研修	1 人	三重県市町総合事務組合
68	市町村アカデミー/全国市町村国際文化研修所	8 人	その他機関
69	伊勢市職員研修(新規採用職員・防止推進員向けハラスメント防止)	4 人	その他機関
70	伊勢市職員研修(新任所属長・苦情相談員向けハラスメント防止)	3 人	その他機関
71	伊勢市職員研修(契約事務)	1 人	その他機関
72	伊勢市職員研修(手話研修)	4 人	その他機関
73	刈払機(草刈機)取扱作業安全衛生教育講習会	1 人	その他機関
74	伐木等の業務に係る特別教育講習	1 人	その他機関
75	高所作業車運転技能講習	6 人	その他機関

(延べ 1221 人)

市民みんなで育てる まちづくりの基本ルール まちづくり基本条例

問い合わせ
人権市民協働課
☎ 44・0227
FAX 44・52260

まちづくり基本条例は「自治体の憲法」とも呼ばれ、市のまちづくりの最高規範と位置付けられている条例です。この条例は、市民・議会・行政の三者がそれぞれの役割を明らかにし、力を合わせて協働したまちづくりを実践するための基本ルールが明文化されています。

「志摩市まちづくり基本条例」は、平成20年6月30日に公布され、同年8月1日に施行されました。自然豊かな市で、安全で安心な暮らしが続けられるよう「自分たちで出来ることは、自分たちで行っていく」を合言葉にまちづくりを進めていきます。

市民とは

市内に住所を有する人、在勤または在学する個人および事業を営む人、または活動する団体などです。市民は、まちづくりの主体であり、自らの発言と行動に責任を持ち、積極的にまちづくりに参画するように努めなければならないとされています。

市議会とは

市の意思決定機関であり、法令の定めるところにより条例の制定および改廃、予算の決定、決算の認定などの議決をするとともに、行政への検査、監査請求などの権限があります。市民の意思を市政に反映させるため、積極的にまちづくりの推進に努めるものとされています。

行政とは

市長、教育委員会、監査委員、選挙管理委員会、農業委員会および固定資産評価委員会のことです。行政は、法令を遵守し、積極的な情報公開を推進し、透明性を確保した公正で適正な行政活動を行い、その説明責任を果たさなければならないとされています。

参画と協働

行政運営のさまざまな場面に市民が参画することは、市民自治の原点であり、市民の権利です。行政機関は市民参画が

容易となるよう、いろいろな手法を整備する義務があります。

また、協働の推進のため、行政機関は自主的に活動する市民の自主性を尊重し、対等な立場で、協働によるまちづくりを推進し、市民がまちづくりの主体として、より良い活動が行える環境を整備し、まちづくり活動を促進する支援に努めなければなりません。

参画の機会

- ・審議会や協議会などへの公募委員の募集
- ・説明会やタウンミーティング（対話集会）の開催
- ・パブリックコメント（意見募集）、アンケート調査などの実施

市民自治活動

市民は、自治会など「地縁」による団体、NPOや市民活動団体など「志縁」による団体のさまざまな活動に、自主的に参画し活動すること、各まちづくり団体が互いに尊重し協力すること、そして行政機関は新しい公共の担い手となる団

体を育成する支援を行うこととされています。

市におけるまちづくりには、自治会などの果たす役割は大きく、自治会活動助成金の交付などによる支援や、市民参画を実現するシステムの一つとして、自治会などと協力し「市民集会システム」を構築しました。

くわしくは市のホームページをご覧ください。



まちづくり基本条例推進委員会委員を募集します

市民自治の推進とまちづくり基本条例の運用状況を把握し、適切な運用を図るため、まちづくり基本条例推進委員会委員を募集します。

定員

2人程度（応募者多数の場合は選挙）

任期

2年間

応募資格

市内に住所があり、委員会に参加できる人

応募方法

申込用紙に必要事項を記入の上、人権市民協働課へご提出ください。申込用紙は、人権市民協働課または市ホームページで入手できます。

応募期限

11月28日（金）【当日必着】

志摩市の情報発信ツール

SNS

※令和8年1月末時点（括弧内は令和7年1月末時点）

Instagram

【フォロワー数】 12,865 人 (10,910人) ※県内21自治体中 1番目

LINE

【登録者数】 6,463 人 (5,524人) ※県内23自治体中 9番目

Facebook

【フォロワー数】 5,586 人 (5,381人) ※県内18自治体中 1番目

YouTube

【登録者数】 5,280 人 (4,560人) ※県内27自治体中 4番目

X(旧Twitter)

【フォロワー数】 1,175 人 (899人) ※県内21自治体中 15番目

現在の位置

利用登録申込書等

市民活動支援センター

更新日：2023年01月10日

市民活動支援センターのご利用については、はじめに「志摩市市民活動支援センター利用案内」をご確認いただき、「利用登録申込書」を提出してください。また、併設の利用を希望する場合は各申請書の提出をお願いします。

志摩市市民活動支援センター利用案内 (PDF: 388.2KB) (PDFファイル: 388.2KB)

利用登録申込書 (WORD: 57KB) (Wordファイル: 57.0KB)

あまびこる (ミニ英会話コミュニティ) 申込書 (EXCEL: 12.3KB) (Excelファイル: 12.4KB)

前所産・ラミネーター利用申込書 (EXCEL: 13.6KB) (Excelファイル: 13.6KB)

Eメールボックス利用申込書 (WORD: 34KB) (Wordファイル: 34.0KB)

団体の利用料 (EXCEL: 9.9KB) (Excelファイル: 10.0KB)

> 利用登録申込書等

> 市民活動支援センター登録団体一覧

この記事に関するお問い合わせ先

志摩市役所 市民生活部 人権市民協働課
〒517 0592 三重県志摩市阿児町野方3098番地22
電話番号：0599-44-0227
ファクス：0599-44-5260

[お問い合わせはこちらから](#)

PDFファイルを開読するには「Adobe Reader (Acrobat Reader)」が必要です。お持ちでない方は、下記の「Adobe Reader (Acrobat Reader)」ダウンロードボタンをクリックして、ソフトウェアをダウンロードし、インストールしてください。

現在の位置

ホーム > 人権市民協働課へのお問い合わせ

人権市民協働課へのお問い合わせ

メールでの回答には時間がかかる場合があります。お急ぎの場合は、恐れ入りますが電話でお問い合わせください。また、お問い合わせ内容によっては、他部署より回答させていただく場合もございます。志摩市（代表）：0599-44-0001

意見・提言をいただいた場合は、行政運営に活用するため、内容を要約して個人情報や法人情報、人権への配慮に欠けると思われる表現などを除いた概要を職員で共有するとともに、市ホームページに掲載させていただく場合があります。

(入力必須) は必ず記入してください。
下記に内容を入力し、「確認画面に進む」ボタンを押してください。

人権市民協働課へのお問い合わせの表組みです。

E-mail	(入力必須)
確認のため、再度入力してください。	
お名前	(入力必須)
フリガナ	(入力必須)
郵便番号	(入力必須)
住所	(入力必須)
電話番号	(入力必須)
お問い合わせ内容	(入力必須)

確認画面に進む

注意事項：匿名もしくはハンドルネームなどを使用されている場合や、住所が正確に不明な場合、入力情報が不完全な場合は、回答することができませんのでご了承ください。・特定の個人や団体を誹謗・中傷するもの、企業などの営業活動、政治・宗教に関するもの等はご遠慮ください。・メール送信時に入力していただきました個人情報につきましては、志摩市個人情報保護条例に基づき保護されます。また、この個人情報等は、ご意見内容の確認や市からの回答の確保に利用し、他の目的には利用しません。・返信待ち期間、印刷文字が含まれたお問い合わせは、正確に送信されない場合がありますので、ご注意ください。・メールの発信者証明をご確認ください。ドメインを指定してメールを発信している場合は、下記のドメインを返信可能にしてください。ドメイン：city.shima.lg.jp

志摩市公式ホームページからの各課への
問い合わせ件数(令和7年1~12月)

順位	部署名	件数
1	環境・ごみ対策課	44
2	経済課	42
3	防災危機管理課	30
4	総合政策課	29
5	広報広聴課	28
5	都市計画課	28
7	税務課	26
8	健康推進課	25
9	総務課	24
10	観光・プロモーション課	21
10	建設整備課	21
12	営繕課	17
12	農林課	17
14	介護・総合相談支援課	16
15	生涯学習スポーツ課	15
16	市民課	14
17	秘書課	13
18	こども家庭課	12
18	農業委員会事務局	12
20	消防総務課	10
20	水道総務課	10
22	地域福祉課	7

順位	部署名	件数
23	資産経営課	6
23	人権市民協働課	6
23	全国豊かな海づくり大会推進PT	6
26	ともやま公園事務所	5
26	学校教育課	5
28	出納室	4
29	磯部支所	3
29	議会事務局	3
29	教育総務課	3
29	水産課	3
29	大王支所	3
29	保険年金課	3
35	財政課	2
35	志摩市民病院	2
35	志摩支所	2
35	指揮指令課	2
35	水道工務課	2
35	生活支援課	2
35	予防課	2
35	志摩消防署	2
43	下水道課	1
43	総合教育センター	1
総合計		529

※部署名については、令和7年度の部署名に統一。

【主な問い合わせ内容】(上位10課)

順位	部署名	件数	内容
1	環境・ごみ対策課	44	ごみ分別・処理方法、狂犬病予防注射、太陽光発電
2	経済課	42	ふるさと納税、移住、企業支援
3	防災危機管理課	30	防災行政無線、営業(防災システム・備蓄品等)
4	総合政策課	29	公共交通、国勢調査、営業(地方創生・SDGs)
5	広報広聴課	28	広報紙、営業(情報発信)、他課に属さないもの
5	都市計画課	28	開発行為、公共駐車場、市営住宅
7	税務課	26	固定資産、税務証明
8	健康推進課	25	ワクチン接種、がん検診
9	総務課	24	選挙、職員採用、
10	観光・プロモーション課	21	観光スポット、取材依頼
10	建設整備課	21	イベント参加、道路維持管理(除草・伐採)

令和6年度の運用状況

◎情報公開制度

実施機関名	請求件数	開示決定状況				
		開示	部分開示	非開示	不存在	存否を明らかにしない
市長	76	47	15	0	14	0
議会事務局	0	0	0	0	0	0
教育委員会	17	9	8	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0
固定資産評価 審査委員会	0	0	0	0	0	0
消防長	2	1	1	0	0	0
公営企業管理者	9	4	1	0	4	0
合計	104	61	25	0	18	0

◎個人情報保護制度

実施機関名	請求件数	開示決定状況				
		開示	部分開示	非開示	不存在	存否を明らかにしない
市長	3	1	1	0	1	0
議会事務局	0	0	0	0	0	0
教育委員会	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0
固定資産評価 審査委員会	0	0	0	0	0	0
消防長	1	0	1	0	0	0
公営企業管理者	0	0	0	0	0	0
合計	4	1	2	0	1	0

志摩市役所 総務部 総務課
TEL 0599-44-0201

令和7年度の運用状況

◎情報公開制度

実施機関名	請求件数	開示決定状況				
		開示	部分開示	非開示	不存在	存否を明らかにしない
市長	37	17	11	0	3	6
議会事務局	0	0	0	0	0	0
教育委員会	6	2	4	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0
消防長	9	7	2	0	0	0
公営企業管理者	3	3	0	0	0	0
合計	55	29	17	0	3	6

◎個人情報保護制度

実施機関名	請求件数	開示決定状況				
		開示	部分開示	非開示	不存在	存否を明らかにしない
市長	14	7	7	0	0	0
議会事務局	0	0	0	0	0	0
教育委員会	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0
消防長	1	0	1	0	0	0
公営企業管理者	0	0	0	0	0	0
合計	15	7	8	0	0	0

志摩市役所 総務部 総務課
TEL 0599-44-0201

地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等にかかる公募委員数調査票【令和6年度末現在】

合計	公募制度のある審議会等委員総数(人)	うち、公募委員数(人)	公募委員の割合(%)	審議会等の総数	うち、公募制度のある審議会等	公募制度のある審議会等の割合(%)
		115	15	13.0	48	10

	審議会等名	設置根拠	担当部署名	委員総数(人)	うち、公募委員数(人)	公募委員の割合(%)	備考
1	志摩市名誉市民審査委員会	志摩市名誉市民条例施行規則 第2条	政策推進部 秘書課	0	0		B.公募制度なし・必要時設置
2	志摩市総合計画審議会	志摩市総合計画条例 第7条	政策推進部 総合政策課	0	0		A.必要時設置
3	志摩市経営戦略会議	志摩市経営戦略会議条例 第1条	政策推進部 総合政策課	0	0		B.公募制度なし・必要時設置
4	志摩市地方創生審議会	志摩市地方創生審議会条例 第1条	政策推進部 総合政策課	15	2	13.3	
5	志摩市離島振興計画協議会	志摩市離島振興計画協議会設置条例 第1条	政策推進部 総合政策課	0	0		B.公募制度なし・必要時設置
6	志摩市行政改革推進委員会	志摩市行政改革推進委員会設置条例 第1条	政策推進部 スマート改革・資産経営課	8	1	12.5	
7	志摩市特別職報酬等審議会	志摩市特別職報酬等審議会条例 第1条	総務部 総務課	0	0		B.公募制度なし・必要時設置
8	志摩市情報公開・個人情報保護審査会	志摩市個人情報保護条例 第29条	総務部 総務課	5	0	0.0	C.公募制度なし
9	志摩市防災会議	災害対策基本法 第16条	危機管理統括監 防災危機管理室	31	0	0.0	C.公募制度なし
10	志摩市まちづくり基本条例推進委員会	志摩市まちづくり基本条例 第31条	市民生活部 人権市民協働課	10	1	10.0	
11	志摩市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくすための審議会	志摩市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくすことをめざす条例 第7条	市民生活部 人権市民協働課	13	0	0.0	C.公募制度なし
12	志摩市男女共同参画審議会	志摩市男女共同参画推進条例 第19条	市民生活部 人権市民協働課	10	1	10.0	
13	隣保館運営審議会	志摩市隣保館の設置及び管理に関する条例 第12条	市民生活部 人権市民協働課	9	0	0.0	C.公募制度なし
14	志摩市自然環境保護審議会	志摩市自然環境保護審議会の設置に関する条例 第1条	市民生活部 環境・ごみ対策課	13	0	0.0	D.公募委員不在
15	自転車等駐車対策協議会	志摩市自転車等の放置の防止に関する条例 第20条	市民生活部 環境・ごみ対策課	0	0		B.公募制度なし・必要時設置
16	廃棄物減量等推進審議会	廃棄物の処理及び清掃に関する条例 第6条	市民生活部 環境・ごみ対策課	12	0	0.0	D.公募委員不在
17	美術ギャラリー運営委員会	志摩市絵かきの町・大王美術ギャラリーの設置及び管理に関する条例 第17条	市民生活部 大王支所	9	0	0.0	C.公募制度なし
18	志摩市健康づくり推進協議会	志摩市健康づくり推進協議会設置条例 第1条	健康福祉部 健康推進課	12	0	0.0	C.公募制度なし
19	志摩市母子保健推進協議会	志摩市母子保健推進協議会設置要綱	健康福祉部 健康推進課	11	0	0.0	C.公募制度なし
20	志摩市国民健康保険運営協議会	国民健康保険法 第11条第2項	健康福祉部 保険年金課	15	5	33.3	
21	民生委員推薦会	民生委員法 第8条	健康福祉部 地域福祉課	11	0	0.0	C.公募制度なし
22	志摩市地域福祉推進審議会	志摩市地域福祉推進条例 第3条	健康福祉部 地域福祉課	13	0	0.0	C.公募制度なし
23	志摩市障害者介護給付費等の支給に関する審査会	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第15条	健康福祉部 地域福祉課	15	0	0.0	C.公募制度なし
24	志摩市障害者施策推進協議会	志摩市障害者施策推進協議会条例 第1条	健康福祉部 地域福祉課	23	3	13.0	
25	介護保険運営協議会	志摩市介護保険条例 第12条	健康福祉部 介護・総合相談支援課	13	0	0.0	C.公募制度なし
26	志摩市地域包括ケア推進協議会	志摩市地域包括ケア推進協議会設置要綱 第1条	健康福祉部 介護・総合相談支援課	11	0	0.0	C.公募制度なし
27	志摩市高齢者等虐待防止ネットワーク	志摩市高齢者等虐待防止ネットワーク運営要綱 第1条	健康福祉部 介護・総合相談支援課	17	0	0.0	C.公募制度なし
28	志摩市権利擁護専門委員会	志摩市権利擁護専門委員会設置要綱 第1条	健康福祉部 介護・総合相談支援課	11	0	0.0	C.公募制度なし
29	志摩市立幼稚園及び保育所給食センター運営委員会	志摩市立幼稚園及び保育所給食センター条例 第5条	健康福祉部 こども家庭課	9	0	0.0	C.公募制度なし
30	志摩市子ども・子育て会議	志摩市子ども・子育て会議条例 第1条	健康福祉部 こども家庭課	16	0	0.0	C.公募制度なし
31	志摩市子ども家庭支援ネットワーク	志摩市子ども家庭支援ネットワーク運営要綱 第1条	健康福祉部 こども家庭課	24	0	0.0	C.公募制度なし
32	志摩市都市計画審議会	志摩市都市計画審議会条例 第1条	建設部 都市計画課	14	0	0.0	C.公募制度なし
33	志摩市景観審議会	志摩市景観条例 第19条	建設部 都市計画課	9	2	22.2	
34	志摩市営住宅入居者選考委員会	志摩市営住宅管理条例第9条の2	建設部 都市計画課	10	0	0.0	C.公募制度なし
35	志摩市空家等対策協議会	志摩市空家等対策協議会設置条例 第1条	建設部 営繕室	10	0	0.0	C.公募制度なし
36	志摩市奨学生選考委員会	志摩市奨学金条例 第6条	教育委員会 教育総務課	7	0	0.0	C.公募制度なし
37	留学奨学生選考委員会	志摩市海外留学応援奨学金条例 第6条	教育委員会 教育総務課	8	0	0.0	C.公募制度なし
38	志摩市学校給食センター運営委員会	志摩市立学校給食センター条例 第5条	教育委員会 教育総務課	16	0	0.0	C.公募制度なし
39	迫間教育集会所運営委員会	志摩市教育集会所の設置及び管理に関する条例 第7条	教育委員会 学校教育課	9	0	0.0	C.公募制度なし
40	志摩市総合教育センター運営委員会	志摩市総合教育センター設置条例 第8条	教育委員会 総合教育センター	8	0	0.0	C.公募制度なし
41	志摩市社会教育委員会	志摩市社会教育委員に関する条例 第1条	教育委員会 生涯学習スポーツ課	8	0	0.0	C.公募制度なし
42	志摩市スポーツ推進審議会	志摩市スポーツ推進審議会に関する条例 第1条	教育委員会 生涯学習スポーツ課	12	0	0.0	C.公募制度なし
43	志摩市水道事業運営協議会	志摩市水道事業運営協議会設置条例 第1条	上下水道部 水道総務課	8	0	0.0	C.公募制度なし
44	志摩市水道事業評価審査委員会	志摩市水道事業評価審査委員会設置条例 第1条	上下水道部 水道総務課	0	0		B.公募制度なし・必要時設置
45	志摩市下水道事業審議会	志摩市下水道事業審議会設置条例 第1条	上下水道部 下水道課	0	0		B.公募制度なし・必要時設置
46	志摩市立国民健康保険病院運営協議会	志摩市立国民健康保険病院運営協議会設置条例 第1条	病院事業部 志摩市民病院	10	0	0.0	C.公募制度なし
47	志摩市歯と口の健康づくり推進ネットワーク会議	志摩市歯と口の健康づくり推進ネットワーク会議設置要綱	健康福祉部 健康推進課	12	0	0.0	C.公募制度なし
48	志摩市いじめ問題専門委員会	志摩市いじめ防止対策推進条例 第19条	教育委員会 学校教育課	3	0		C.公募制度なし

資料番号
5

地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等にかかる公募委員数調査票【令和7年12月末日現在】

合計	公募制度のある審議会等委員総数(人)	うち、公募委員数(人)	公募委員の割合(%)	審議会等の総数	うち、公募制度のある審議会等	公募制度のある審議会等の割合(%)
	130	11	8.5	48	10	20.8

審議会等名	設置根拠	担当部署名	委員総数(人)	うち、公募委員数(人)	公募委員の割合(%)	備考
1 志摩市名誉市民審査委員会	志摩市名誉市民条例施行規則 第2条	政策推進部 秘書課	0	0		B.公募制度なし・必要時設置
2 志摩市総合計画審議会	志摩市総合計画条例 第7条	政策推進部 総合政策課	19	1	5.3	
3 志摩市経営戦略会議	志摩市経営戦略会議条例 第1条	政策推進部 総合政策課	0	0		B.公募制度なし・必要時設置
4 志摩市地方創生審議会	志摩市地方創生審議会条例 第1条	政策推進部 総合政策課	14	1	7.1	
5 志摩市離島振興計画協議会	志摩市離島振興計画協議会設置条例 第1条	政策推進部 総合政策課	0	0		B.公募制度なし・必要時設置
6 志摩市行政改革推進委員会	志摩市行政改革推進委員会設置条例 第1条	政策推進部 総合政策課	7	0	0.0	A.必要時設置
7 志摩市特別職報酬等審議会	志摩市特別職報酬等審議会条例 第1条	総務部 総務課	8	0	0.0	C.公募制度なし
8 志摩市情報公開・個人情報保護審査会	志摩市個人情報保護条例 第29条	総務部 総務課	5	0	0.0	C.公募制度なし
9 志摩市防災会議	災害対策基本法 第16条	危機管理統括監 防災危機管理課	31	0	0.0	C.公募制度なし
10 志摩市まちづくり基本条例推進委員会	志摩市まちづくり基本条例 第31条	市民生活部 人権市民協働課	10	0	0.0	D.公募委員不在
11 志摩市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくすための審議会	志摩市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくすことをめざす条例 第7条	市民生活部 人権市民協働課	11	0	0.0	C.公募制度なし
12 志摩市男女共同参画審議会	志摩市男女共同参画推進条例 第19条	市民生活部 人権市民協働課	9	0	10.0	D.公募委員不在
13 隣保館運営審議会	志摩市隣保館の設置及び管理に関する条例 第12条	市民生活部 人権市民協働課	10	0	0.0	C.公募制度なし
14 志摩市自然環境保護審議会	志摩市自然環境保護審議会の設置に関する条例 第1条	市民生活部 環境・ごみ対策課	13	0	0.0	D.公募委員不在
15 自転車等駐車対策協議会	志摩市自転車等の放置の防止に関する条例 第20条	市民生活部 環境・ごみ対策課	0	0		B.公募制度なし・必要時設置
16 廃棄物減量等推進審議会	廃棄物の処理及び清掃に関する条例 第6条	市民生活部 環境・ごみ対策課	12	0	0.0	D.公募委員不在
17 美術ギャラリー運営委員会	志摩市絵かきの町・大王美術ギャラリーの設置及び管理に関する条例 第17条	市民生活部 大王支所	9	0	0.0	C.公募制度なし
18 志摩市健康づくり推進協議会	志摩市健康づくり推進協議会設置条例 第1条	健康福祉部 健康推進課	12	0	0.0	C.公募制度なし
19 志摩市母子保健推進協議会	志摩市母子保健推進協議会設置要綱	健康福祉部 健康推進課	11	0	0.0	C.公募制度なし
20 志摩市国民健康保険運営協議会	国民健康保険法 第11条第2項	健康福祉部 保険年金課	15	5	33.3	
21 民生委員推薦会	民生委員法 第8条	健康福祉部 地域福祉課	11	0	0.0	C.公募制度なし
22 志摩市地域福祉推進審議会	志摩市地域福祉推進条例 第3条	健康福祉部 地域福祉課	13	0	0.0	C.公募制度なし
23 志摩市障害者介護給付費等の支給に関する審査会	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第15条	健康福祉部 地域福祉課	15	0	0.0	C.公募制度なし
24 志摩市障害者施策推進協議会	志摩市障害者施策推進協議会条例 第1条	健康福祉部 地域福祉課	22	2	9.1	
25 介護保険運営協議会	志摩市介護保険条例 第12条	健康福祉部 介護・総合相談支援課	13	0	0.0	C.公募制度なし
26 志摩市地域包括ケア推進協議会	志摩市地域包括ケア推進協議会設置要綱 第1条	健康福祉部 介護・総合相談支援課	11	0	0.0	C.公募制度なし
27 志摩市高齢者等虐待防止ネットワーク	志摩市高齢者等虐待防止ネットワーク運営要綱 第1条	健康福祉部 介護・総合相談支援課	17	0	0.0	C.公募制度なし
28 志摩市権利擁護専門委員会	志摩市権利擁護専門委員会設置要綱 第1条	健康福祉部 介護・総合相談支援課	11	0	0.0	C.公募制度なし
29 志摩市立幼稚園及び保育所給食センター運営委員会	志摩市立幼稚園及び保育所給食センター条例 第5条	健康福祉部 こども家庭課	9	0	0.0	C.公募制度なし
30 志摩市子ども・子育て会議	志摩市子ども・子育て会議条例 第1条	健康福祉部 こども家庭課	16	0	0.0	C.公募制度なし
31 志摩市子ども家庭支援ネットワーク	志摩市子ども家庭支援ネットワーク運営要綱 第1条	健康福祉部 こども家庭課	24	0	0.0	C.公募制度なし
32 志摩市都市計画審議会	志摩市都市計画審議会条例 第1条	建設部 都市計画課	14	0	0.0	C.公募制度なし
33 志摩市景観審議会	志摩市景観条例 第19条	建設部 都市計画課	9	2	22.2	
34 志摩市営住宅入居者選考委員会	志摩市営住宅管理条例第9条の2	建設部 都市計画課	10	0	0.0	C.公募制度なし
35 志摩市空家等対策協議会	志摩市空家等対策協議会設置条例 第1条	建設部 営繕課	10	0	0.0	C.公募制度なし
36 志摩市奨学生選考委員会	志摩市奨学金条例 第6条	教育委員会 教育総務課	7	0	0.0	C.公募制度なし
37 留学奨学生選考委員会	志摩市海外留学応援奨学金条例 第6条	教育委員会 教育総務課	8	0	0.0	C.公募制度なし
38 志摩市学校給食センター運営委員会	志摩市立学校給食センター条例 第5条	教育委員会 教育総務課	16	0	0.0	C.公募制度なし
39 迫間教育集会所運営委員会	志摩市教育集会所の設置及び管理に関する条例 第7条	教育委員会 学校教育課	9	0	0.0	C.公募制度なし
40 志摩市総合教育センター運営委員会	志摩市総合教育センター設置条例 第8条	教育委員会 総合教育センター	8	0	0.0	C.公募制度なし
41 志摩市社会教育委員会	志摩市社会教育委員に関する条例 第1条	教育委員会 生涯学習スポーツ課	8	0	0.0	C.公募制度なし
42 志摩市スポーツ推進審議会	志摩市スポーツ推進審議会に関する条例 第1条	教育委員会 生涯学習スポーツ課	12	0	0.0	C.公募制度なし
43 志摩市水道事業運営協議会	志摩市水道事業運営協議会設置条例 第1条	上下水道部 水道総務課	8	0	0.0	C.公募制度なし
44 志摩市水道事業評価審査委員会	志摩市水道事業評価審査委員会設置条例 第1条	上下水道部 水道総務課	0	0		B.公募制度なし・必要時設置
45 志摩市下水道事業審議会	志摩市下水道事業審議会設置条例 第1条	上下水道部 下水道課	0	0		B.公募制度なし・必要時設置
46 志摩市立国民健康保険病院運営協議会	志摩市立国民健康保険病院運営協議会設置条例 第1条	病院事業部 志摩市民病院	10	0	0.0	C.公募制度なし
47 志摩市歯と口の健康づくり推進ネットワーク会議	志摩市歯と口の健康づくり推進ネットワーク会議設置要綱	健康福祉部 健康推進課	12	0	0.0	C.公募制度なし
48 志摩市いじめ問題専門委員会	志摩市いじめ防止対策推進条例 第19条	教育委員会 学校教育課	3	0	0.0	C.公募制度なし

令和6年度 説明会・対話集会実施状況調査

説明会・対話集会名	担当部署名	説明会・対話集会実施根拠	実施日	実施場所	参加人数
令和6年度 大王町まちづくり市民懇談会	大王支所	志摩市まちづくり基本条例第23条	R6.7.2	大王公民館	97人
令和6年度 阿児町まちづくり市民懇談会	人権市民協働課	志摩市まちづくり基本条例第23条	R6.7.4	阿児アリーナ	113人
令和6年度 浜島町まちづくり市民懇談会	浜島支所	志摩市まちづくり基本条例第23条	R6.7.5	浜島生涯学習センター	103人
令和6年度 磯部町まちづくり市民懇談会	磯部支所	志摩市まちづくり基本条例第23条	R6.7.10	磯部生涯学習センター	115人
令和6年度 志摩町まちづくり市民懇談会	志摩支所	志摩市まちづくり基本条例第23条	R6.7.12	志摩文化会館	116人
阿児清掃センター解体工場の説明会	環境・ごみ対策課	阿児清掃センター解体工事にかかる関係者への説明のため	R6.10.16	鵜方公民館	11人
デマンド交通「のりあい」利用説明会	総合政策課	デマンド交通「のりあい」の実証にかかる地域住民への説明ため	R6.10.1	国府老人憩いの家	20人
デマンド交通「のりあい」利用説明会	総合政策課	デマンド交通「のりあい」の実証にかかる地域住民への説明ため	R6.10.9	安乗漁民センター	8人
デマンド交通「のりあい」利用説明会	総合政策課	デマンド交通「のりあい」の実証にかかる地域住民への説明ため	R6.10.23	鵜方公民館	20人
デマンド交通「のりあい」利用説明会	総合政策課	デマンド交通「のりあい」の実証にかかる地域住民への説明ため	R6.10.29	間崎島開発総合センター	6人
デマンド交通「のりあい」利用説明会	総合政策課	デマンド交通「のりあい」の実証にかかる地域住民への説明ため	R6.10.31	志摩文化会館	60人
デマンド交通「のりあい」利用説明会	総合政策課	デマンド交通「のりあい」の実証にかかる地域住民への説明ため	R6.11.1	立神ふれあいセンター	20人
デマンド交通「のりあい」利用説明会	総合政策課	デマンド交通「のりあい」の実証にかかる地域住民への説明ため	R6.11.3	安乗漁民センター	25人
デマンド交通「のりあい」利用説明会	総合政策課	デマンド交通「のりあい」の実証にかかる地域住民への説明ため	R6.11.5	神明なのはな館	12人
デマンド交通「のりあい」利用説明会	総合政策課	デマンド交通「のりあい」の実証にかかる地域住民への説明ため	R6.11.10	立神ふれあいセンター	40人
デマンド交通「のりあい」利用説明会	総合政策課	デマンド交通「のりあい」の実証にかかる地域住民への説明ため	R6.11.11	甲賀地区公民館	15人
デマンド交通「のりあい」利用説明会	総合政策課	デマンド交通「のりあい」の実証にかかる地域住民への説明ため	R6.11.12	志島地区公民館	10人
デマンド交通「のりあい」利用説明会	総合政策課	デマンド交通「のりあい」の実証にかかる地域住民への説明ため	R6.11.12	片田共同福祉施設	15人
デマンド交通「のりあい」利用説明会	総合政策課	デマンド交通「のりあい」の実証にかかる地域住民への説明ため	R6.11.13	神明地区公民館	2人
デマンド交通「のりあい」利用説明会	総合政策課	デマンド交通「のりあい」の実証にかかる地域住民への説明ため	R6.11.13	鵜方公民館	16人
デマンド交通「のりあい」利用説明会	総合政策課	デマンド交通「のりあい」の実証にかかる地域住民への説明ため	R6.11.13	国府地区公民館	21人
デマンド交通「のりあい」利用説明会	総合政策課	デマンド交通「のりあい」の実証にかかる地域住民への説明ため	R6.11.14	志摩文化会館	20人
デマンド交通「のりあい」利用説明会	総合政策課	デマンド交通「のりあい」の実証にかかる地域住民への説明ため	R6.11.14	大王公民館	21人
デマンド交通「のりあい」利用説明会	総合政策課	デマンド交通「のりあい」の実証にかかる地域住民への説明ため	R6.11.24	安乗漁民センター	10人
デマンド交通「のりあい」利用説明会	総合政策課	デマンド交通「のりあい」の実証にかかる地域住民への説明ため	R6.11.27	波切サロン	11人
デマンド交通「のりあい」利用説明会	総合政策課	デマンド交通「のりあい」の実証にかかる地域住民への説明ため	R6.11.28	鵜方体操教室	28人
デマンド交通「のりあい」利用説明会	総合政策課	デマンド交通「のりあい」の実証にかかる地域住民への説明ため	R7.1.5	志島地区公民館	35人
浜島中学校統合に関する保護者説明会	教育総務課	浜島中学校統合の方針決定に関する説明のため	R6.12.17	浜島生涯学習センター	19人
令和6年度 5町市民公開講座	志摩市民病院	国民健康保険志摩市民病院 経営強化プラン	R7.1.11	浜島生涯学習センター	21人
令和6年度 5町市民公開講座	志摩市民病院	国民健康保険志摩市民病院 経営強化プラン	R7.1.11	磯部小学校体育館	20人
令和6年度 5町市民公開講座	志摩市民病院	国民健康保険志摩市民病院 経営強化プラン	R7.1.18	鵜方公民館	36人
令和6年度 5町市民公開講座	志摩市民病院	国民健康保険志摩市民病院 経営強化プラン	R7.1.18	大王公民館	51人
令和6年度 5町市民公開講座	志摩市民病院	国民健康保険志摩市民病院 経営強化プラン	R7.1.25	志摩文化会館	45人
令和6年度 地域医療タウンミーティング	志摩市民病院	国民健康保険志摩市民病院 経営強化プラン	R7.3.22	阿児アリーナ	49人
参加人数(延べ)					1,211人

令和7年度 説明会・対話集会実施状況調査

説明会・対話集会名	担当部署名	説明会・対話集会実施根拠	実施日	実施場所	参加人数
志摩市 宿泊税検討内容に関する説明会 ～持続可能な観光地を目指して～	観光・プロモーション課	宿泊税検討内容にかかる関係者への説明のため	R7.5.13	磯部生涯学習センター	7人
志摩市 宿泊税検討内容に関する説明会 ～持続可能な観光地を目指して～	観光・プロモーション課	宿泊税検討内容にかかる関係者への説明のため	R7.5.13	浜島生涯学習センター	11人
志摩市 宿泊税検討内容に関する説明会 ～持続可能な観光地を目指して～	観光・プロモーション課	宿泊税検討内容にかかる関係者への説明のため	R7.5.14	志摩文化会館	22人
志摩市 宿泊税検討内容に関する説明会 ～持続可能な観光地を目指して～	観光・プロモーション課	宿泊税検討内容にかかる関係者への説明のため	R7.5.14	大王公民館	5人
志摩市 宿泊税検討内容に関する説明会 ～持続可能な観光地を目指して～	観光・プロモーション課	宿泊税検討内容にかかる関係者への説明のため	R7.5.15	阿児アリーナ	47人
令和7年度 大王町まちづくり市民懇談会	大王支所	志摩市まちづくり基本条例第23条	R7.7.29	大王公民館	92人
令和7年度 浜島町まちづくり市民懇談会	浜島支所	志摩市まちづくり基本条例第23条	R7.8.1	浜島生涯学習センター	113人
令和7年度 阿児町まちづくり市民懇談会	人権市民協働課	志摩市まちづくり基本条例第23条	R7.8.4	阿児アリーナ	94人
令和7年度 志摩町まちづくり市民懇談会	志摩支所	志摩市まちづくり基本条例第23条	R7.8.6	志摩文化会館	78人
令和7年度 磯部町まちづくり市民懇談会	磯部支所	志摩市まちづくり基本条例第23条	R7.8.18	磯部生涯学習センター	140人
デマンド交通「のりあい」利用説明会	総合政策課	デマンド交通「のりあい」の実証にかかる地域住民への説明のため	R7.8.20	大王公民館	12人
デマンド交通「のりあい」利用説明会	総合政策課	デマンド交通「のりあい」の実証にかかる地域住民への説明のため	R7.8.20	志摩文化会館	6人
阿児清掃センター解体工事の一時中止に関する説明会	環境・ごみ対策課	阿児清掃センター解体工事の一時中止にかかる関係者への説明のため	R7.9.24	鶴方公民館	2人
はまじま号利用説明会	総合政策課	浜島地区予約運行型バスの実証にかかる地域住民への説明のため	R7.10.24	大崎会館	7人
はまじま号利用説明会	総合政策課	浜島地区予約運行型バスの実証にかかる地域住民への説明のため	R7.10.27	松山路生涯学習センター	10人
はまじま号利用説明会	総合政策課	浜島地区予約運行型バスの実証にかかる地域住民への説明のため	R7.10.28	南張生涯学習センター	10人
はまじま号利用説明会	総合政策課	浜島地区予約運行型バスの実証にかかる地域住民への説明のため	R7.10.29	塩屋生涯学習センター	9人
はまじま号利用説明会	総合政策課	浜島地区予約運行型バスの実証にかかる地域住民への説明のため	R7.10.30	浜島生涯学習センター	19人
はまじま号利用説明会	総合政策課	浜島地区予約運行型バスの実証にかかる地域住民への説明のため	R7.10.31	迫子地区公民館	13人
宿泊税導入に関する説明会	観光・プロモーション課	宿泊税導入について関係者への説明のため	R8.1.20	磯部生涯学習センター	7人
宿泊税導入に関する説明会	観光・プロモーション課	宿泊税導入について関係者への説明のため	R8.1.20	大王公民館	6人
宿泊税導入に関する説明会	観光・プロモーション課	宿泊税導入について関係者への説明のため	R8.1.21	阿児ライブラリー	23人
宿泊税導入に関する説明会	観光・プロモーション課	宿泊税導入について関係者への説明のため	R8.1.27	志摩文化会館	14人
宿泊税導入に関する説明会	観光・プロモーション課	宿泊税導入について関係者への説明のため	R8.1.27	浜島生涯学習センター	10人
参加人数(延べ)					757人

令和6年度 アンケート実施状況調査

アンケート調査名	担当部署名	アンケート実施根拠	アンケート調査実施期間	アンケート実施概要			備考
				実施総数	回収総数	回収率	
1 健康意識調査	健康推進課	健康増進法第11条	R6.3.29 ~ R6.4.19	3,000	1,228	40.93%	
2 第3期子ども・子育て支援事業計画策定のための関係団体アンケート	こども家庭課	第3期子ども・子育て支援事業計画策定のため。	R6.6.1 ~ R6.6.18	28	21	75.00%	
3 「志摩市景観計画」の一部改訂(案)に関する意見募集について	都市計画課	「志摩市景観計画」の一部改訂のため。	R6.9.5 ~ R6.10.4	-	0	-	
4 新たな観光財源(宿泊税導入検討)に関するアンケート調査	観光課	宿泊税導入検討の参考とするため。	R6.9.9 ~ R6.9.27	180	88	48.89%	
5 進路や定住の意向に関する高校生アンケート	経済課	雇用対策・企業誘致事業等の参考とするため。	R6.10.23 ~ R6.12.23	2,059	1,552	75.38%	
6 志摩市防災行政無線機器更新整備基本計画(案)に関する意見募集について	防災危機管理室	志摩市防災行政無線機器更新整備基本計画策定のため。	R6.11.25 ~ R6.12.25	-	0	-	
7 志摩市公共交通に関するアンケート	総合政策課	今後の公共交通施策の参考とするため。	R6.12.23 ~ R7.1.10	3,940	2,191	55.61%	
8 空き家所有者意向に関するアンケート調査	営繕課	空家対策の参考資料として活用するため。	R6.12.25 ~ R7.1.28	3,268	1,335	40.85%	
9 デマンド交通「のりあい」に関するアンケート(阿児)	総合政策課	今後の公共交通施策の参考とするため。	R7.1.31 ~ R7.2.19	-	25	-	車両にアンケートを搭載、WEB 及び用紙で回答
10 第4次健康志摩21に関する意見募集について(パブリックコメント)	健康推進課	志摩市パブリックコメント実施要綱第3条第1項	R7.1.24 ~ R7.2.25	-	0	-	
11 志摩市総合計画策定に向けた令和6年度志摩市まちづくりアンケート	総合政策課	市の施策の効果検証や今後の施策の方向性を検討するため。	R7.1.30 ~ R7.2.25	3,000	1,155	38.50%	
12 デマンド交通「のりあい」に関するアンケート(大王・志摩)	総合政策課	今後の公共交通施策の参考とするため。	R7.2.3 ~ R7.4.15	-	114	-	車両にアンケートを搭載、WEB 及び用紙で回答
13 介護人材確保対策に係るアンケート	介護・総合相談支援課	各事業所等の従業者について、「雇用状況」「充足度」「人材育成のための方策」「外国人の人材の実態」などについての調査。	R7.2.14 ~ R7.3.7	101	46	45.54%	
合計				15,576	7,755		

令和7年度 アンケート実施状況調査

アンケート調査名	担当部署名	アンケート実施根拠	アンケート調査実施期間	アンケート実施概要			備考
				実施総数	回収総数	回収率	
1 事業承継にかかるアンケート調査	経済課	市内事業者の事業承継に対する意識や実態を把握・分析し、今後の事業承継支援に活用するため。	R7.5.29 ~ R7.6.20	1,230	468	38.05%	
2 地球温暖化対策に関するアンケート調査	環境・ごみ対策課	志摩市地球温暖化対策実行計画策定の参考とするため。	R7.6.6 ~ R7.6.27	1,700	514	30.24%	
3 在宅介護実態調査	介護・総合相談支援課	在宅で生活している要支援者・要介護者と介護・介助する家族の実態などについて明らかにする。	R7.6.16 ~ R7.12.26	700	437	62.43%	
4 間崎島での介護サービス提供の実態調査	介護・総合相談支援課	訪問系サービス(訪問介護、訪問リハビリテーション、訪問看護)についての介護サービス提供の実態についての調査。	R7.6.20 ~ R7.6.30	31	22	70.97%	
5 地域課題に関するアンケート	磯部支所	磯部地区の地域の困りごとを把握し、今後の施策の参考とするため。	R7.8.30 ~ R7.8.30	-	205	-	いそべ夏祭りへの来場者へ紙ベースで実施
6 人権に関するアンケート調査	人権市民協働課	人権啓発推進事業の参考とするため。	R7.9.1 ~ R7.9.16	2,000	645	32.25%	
7 志摩市地域福祉(活動)計画策定のための市民アンケート	地域福祉課	地域の現状を把握し、次期計画策定の基礎資料とする。あわせて、今後の地域福祉を推進するための参考資料として活用する。	R7.9.11 ~ R7.10.3	3,000	1,197	39.90%	
8 第5次志摩市地域福祉(活動)計画策定に向けた市民意識調査	地域福祉課	地域福祉に係る現状や課題等を把握し、次期計画策定の参考とするため。	R7.9.11 ~ R7.10.3	3,000	1,197	39.90%	
9 外国人労働者の採用・雇用状況に関するアンケート調査	経済課	市内事業者の外国人労働者の現状を把握するとともに、必要な支援策を検討するため。	R7.9.16 ~ R7.10.15	1,230	30	2.44%	
10 令和7年カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波に関するアンケート調査	防災危機管理課	今後の防災対策事業の参考とするため。	R7.10.1 ~ R7.10.31	-	1,824	-	※WEBのみでの実施(広報媒体:市HP、チラシ各戸配布、公式LINE)
11 志摩市農業振興地域整備計画に関するアンケート	農林課	農業振興地域の整備に関する法律(農振法)第8条に基づき、農業振興地域整備計画の見直しにあたって、土地利用の現状や農業者の意向を的確に把握するため。	R7.10.20 ~ R7.10.31	1,000	525	52.50%	

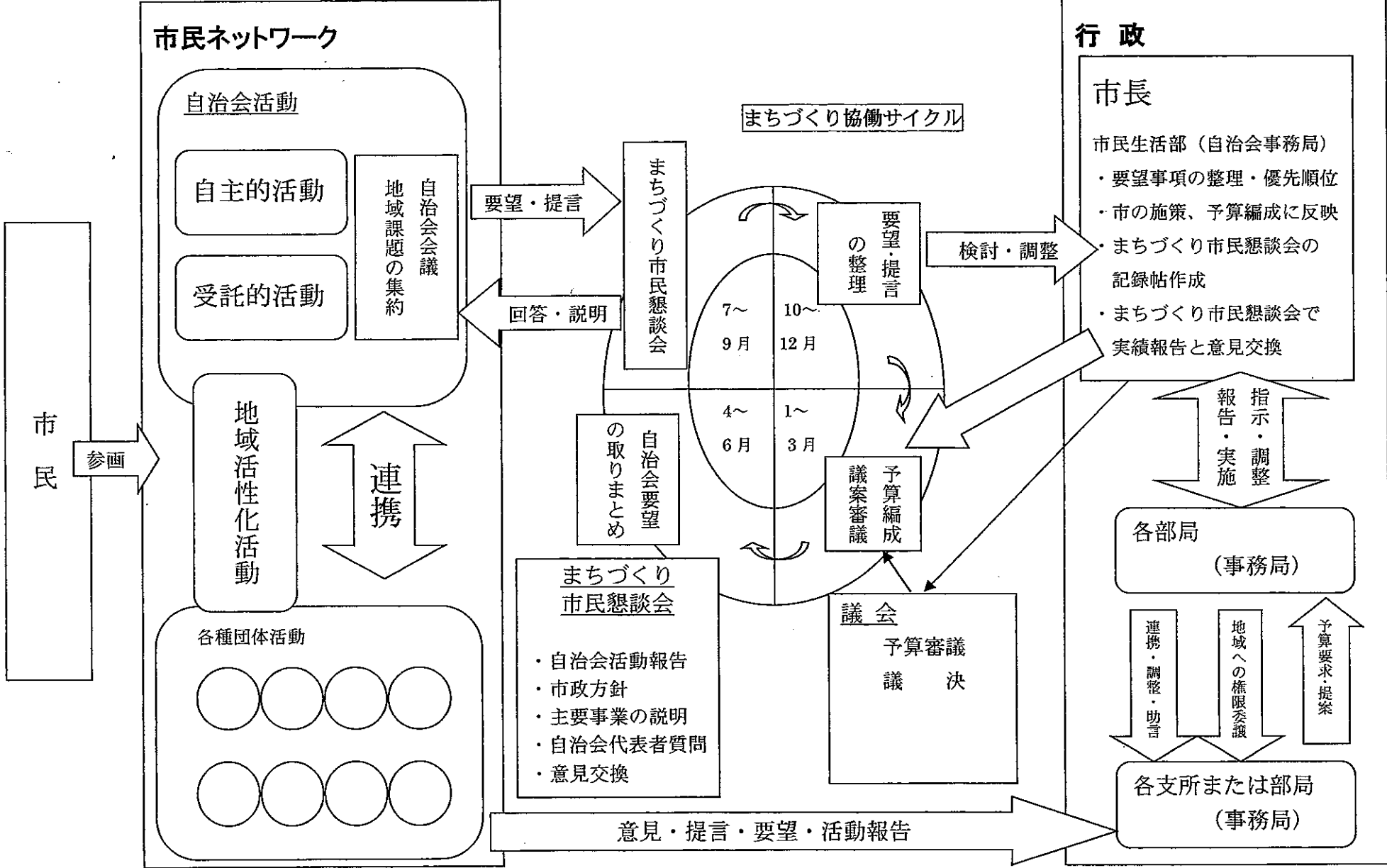
令和7年度 アンケート実施状況調査

	アンケート調査名	担当部署名	アンケート実施根拠	アンケート調査実施期間	アンケート実施概要			備考
					実施総数	回収総数	回収率	
12	進路や定住の意向に関する高校生アンケート	経済課	雇用対策・企業誘致事業等の参考とするため。	R7.10.23 ~ R7.12.19	2,098	1,407	67.06%	
13	志摩市障がい者計画等策定のための民間事業所アンケート	地域福祉課	市内事業所における障がいのある人の雇用の状況等や今後の意向を把握し、次期計画策定の基礎資料とするため。あわせて、今後の障害者福祉施策を効果的に推進するための参考資料として活用するため。	R7.12.11 ~ R7.12.26	250	113	45.20%	
14	障がいのある人の福祉に関するアンケート調査【一般】	地域福祉課	市民が障がいのある人とどのように関わり、本市の課題をどのように捉えているかを把握し、次期計画策定における基礎資料とするため。	R7.12.11 ~ R7.12.26	700	276	39.43%	
15	障がいのある人の福祉に関するアンケート調査【手帳所持者対象】	地域福祉課	障がいのある人の生活実態や福祉サービスの利用状況および意向を把握し、次期計画策定の基礎資料とするため。あわせて、今後の障がい者福祉施策を効果的に推進するための参考資料として活用するため。	R7.12.11 ~ R7.12.26	1,300	563	43.31%	
16	障がい児ヒアリング調査	地域福祉課	障がい児の生活実態や福祉サービスの利用状況および本人や家族等の意向を把握し、次期計画策定の基礎資料とするため。あわせて、今後の障がい者福祉施策を効果的に推進するための参考資料として活用するため。	R7.12.11 ~ R8.1.16	83	35	42.17%	
17	介護人材実態調査	介護・総合相談支援課	各事業所等の従業者について、「性別・年齢構成」「資格保有状況」「過去1年間の採用・離職の状況」「訪問介護サービスにおけるサービス提供の実態」を調査し、地域内の介護人材の確保・サービス提供方法の改善などにつなぐ。	R7.12.15 ~ R7.12.26	103	60	58.25%	
18	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	介護・総合相談支援課	高齢者の日常生活や介護予防に関する状況などについて明らかにする。	R7.12.15 ~ R7.12.26	3,500	2,032	58.06%	
19	居所変更実態調査	介護・総合相談支援課	過去1年間で、施設・居住系サービスから居所を変更した人の「人数」「その理由等」を調査し、「要介護者が住み慣れた住まいで暮らし続ける」ためには「どのような機能が必要か」を検討する。	R7.12.15 ~ R7.12.26	36	24	66.67%	
20	在宅生活改善調査	介護・総合相談支援課	「現在のサービス利用では、生活の維持が難しくなっている人」を抽出し、「人数」「理由」「必要な支援・サービス等」を調査し、「地域に不足するサービス」を把握する。	R7.12.15 ~ R7.12.26	20	15	75.00%	

令和7年度 アンケート実施状況調査

アンケート調査名	担当部署名	アンケート実施根拠	アンケート調査実施期間	アンケート実施概要			備考
				実施総数	回収総数	回収率	
21 「第8期障がい福祉計画、第4期障がい児福祉計画、第3期障がい者(児)計画」策定に係る事業所調査	地域福祉課	志摩市における障がい福祉サービスに係る現状や課題等を把握し、次期計画策定の参考とするため。	R7.12.18 ~ R8.1.9	21	13	61.90%	
22 「第8期障がい福祉計画、第4期障がい児福祉計画、第3期障がい者(児)計画」策定に係る団体調査	地域福祉課	志摩市における障がい者福祉に係る現状や課題等を把握し、次期計画策定の参考とするため。	R7.12.18 ~ R8.1.9	5	4	80.00%	
23 新型インフルエンザ等対策行動計画に関する意見募集について(パブリックコメント)	健康推進課	志摩市パブリックコメント実施要綱第3条第1項	R7.12.22 ~ R8.1.20	-	0	-	
24 志摩市教育推進計画に関するパブリックコメント	学校教育課	志摩市まちづくり基本条例第23条第1項	R7.12.25 ~ R8.1.23	-	0	-	
25 志摩市一般廃棄物処理基本計画(案)に関する意見募集について	環境・ごみ対策課	志摩市パブリックコメント実施要綱第3条第1項	R7.12.25 ~ R8.1.23	-	0	-	
26 志摩市地球温暖化対策実行計画(案)に関する意見募集について	環境・ごみ対策課	志摩市パブリックコメント実施要綱第3条第1項	R7.12.25 ~ R8.1.23	-	0	-	
27 志摩市総合計画に関するパブリックコメント	総合政策課	計画策定のための参考とするため。	R7.12.25 ~ R8.1.23	-	1	-	
28 第2次志摩市過疎地域持続的発展計画に関するパブリックコメント	総合政策課	計画策定のための参考とするため。	R7.12.25 ~ R8.1.23	-	0	-	
29 第3期志摩市教育大綱に関するパブリックコメント	総合政策課	計画策定のための参考とするため。	R7.12.25 ~ R8.1.23	-	0	-	
30 志摩市の都市計画に関するアンケート調査	都市計画課	志摩市都市計画マスタープランの改定ならびに志摩市立地適正化計画の策定の参考素量として活用するため。	R8.1.5 ~ R8.1.19	3,000	1,367	45.57%	
31 令和7年度志摩市まちづくりアンケート	総合政策課	市の施策の効果検証や今後の施策の方向性を検討するため。	R8.2.17 ~ R8.3.9	3,000			実施中
合計				28,007	12,974		

令和7年度 市民集会システム【フローチャート】



平成27年度～ 市民集会システム 開催結果

集会区分	開催年度	開催年月日	参加人数				自治会代表質問	一般参加質問
			一般	行政	自治会	合計		
浜島	H27	平成27年7月29日	121人	24人	8人	153人	7件	11件
	H28	平成28年7月25日	105人	23人	8人	136人	5件	7件
	H29	平成29年7月21日	66人	59人	7人	132人	3件	9件
	H30	平成30年7月20日	61人	67人	8人	136人	4件	14件
	R1	令和元年7月29日	67人	66人	8人	141人	2件	14件
	R5	令和5年7月24日	72人	50人	7人	129人	4件	11件
	R6	令和6年7月5日	22人	50人	31人	103人	3件	12件
	R7	令和7年8月1日	28人	53人	32人	113人	5件	7件
	合計（年平均）			542人（68人）	392人（49人）	109人（14人）	1,043人（130人）	33件（4件）
大王	H27	平成27年7月28日	78人	24人	10人	112人	6件	2件
	H28	平成28年7月22日	73人	23人	12人	108人	5件	2件
	H29	平成29年7月25日	38人	49人	10人	97人	7件	7件
	H30	平成30年7月24日	64人	54人	10人	128人	6件	3件
	R1	令和元年7月23日	43人	62人	12人	117人	4件	9件
	R5	令和5年7月26日	25人	52人	13人	90人	7件	5件
	R6	令和6年7月2日	21人	64人	12人	97人	2件	2件
	R7	令和7年7月29日	12人	67人	13人	92人	2件	0件
	合計（年平均）			354人（44人）	395人（49人）	92人（12人）	841人（105人）	39件（5件）
志摩	H27	平成27年7月23日	148人	21人	8人	177人	10件	7件
	H28	平成28年7月26日	79人	21人	18人	118人	7件	11件
	H29	平成29年7月18日	54人	52人	15人	121人	6件	14件
	H30	平成30年7月17日	56人	40人	14人	110人	3件	15件
	R1	令和元年7月31日	61人	38人	19人	118人	2件	15件
	R5	令和5年7月28日	44人	59人	11人	114人	1件	11件
	R6	令和6年7月12日	34人	57人	25人	116人	3件	9件
	R7	令和7年8月6日	24人	38人	16人	78人	2件	5件
	合計（年平均）			500人（63人）	326人（41人）	126人（16人）	952人（119人）	34件（4件）
阿児	H27	平成27年7月24日	143人	21人	7人	171人	0件	40件
	H28	平成28年8月3日	138人	21人	7人	166人	7件	10件
	H29	平成29年7月19日	102人	46人	9人	157人	9件	13件
	H30	平成30年7月24日	64人	54人	10人	128人	6件	3件
	R1	令和元年7月22日	64人	64人	28人	156人	11件	4件
	R5	令和5年7月21日	24人	73人	21人	118人	6件	13件
	R6	令和6年7月4日	11人	65人	37人	113人	3件	5件
	R7	令和7年8月4日	16人	51人	27人	94人	8件	2件
	合計（年平均）			562人（70人）	395人（49人）	146人（18人）	1,103人（138人）	50件（6件）
磯部	H27	平成27年7月22日	93人	23人	22人	138人	3件	5件
	H28	平成28年7月20日	84人	21人	22人	127人	2件	6件
	H29	平成29年7月20日	99人	40人	23人	162人	2件	13件
	H30	平成30年7月11日	88人	71人	19人	178人	3件	11件
	R1	令和元年7月25日	67人	63人	18人	148人	4件	13件
	R5	令和5年7月27日	23人	64人	22人	109人	5件	6件
	R6	令和6年7月10日	57人	41人	17人	115人	5件	9件
	R7	令和7年8月18日	73人	45人	22人	140人	2件	15件
	合計（年平均）			584人（73人）	368人（46人）	165人（21人）	1,117人（140人）	26件（3件）
全地区	H27	-	583人	113人	55人	751人	26件	65件
	H28	-	479人	109人	67人	655人	26件	36件
	H29	-	359人	246人	64人	669人	27件	56件
	H30	-	333人	286人	61人	680人	22件	46件
	R1	-	302人	293人	85人	680人	23件	55件
	R5	-	188人	298人	74人	560人	23件	46件
	R6	-	145人	277人	122人	544人	16件	37件
	R7	-	153人	254人	110人	517人	19件	29件
	総合計（年平均）			2,542人（318人）	1,876人（235人）	638人（80人）	5,056人（632人）	182件（23件）

地区市民集会（R5）・まちづくり市民懇談会（R6）

集会区分	開催年度	開催年月日	参加人数				自治会代表質問	一般参加質問
			一般	行政	自治会	合計		
市政懇談会	H29	平成29年6月27日	15人	72人	124人	211人	0件	8件
	H30	平成30年5月10日	112人	123人	84人	319人	0件	8件
	R1	令和元年5月28日	80人	70人	140人	290人	0件	7件
	R5	令和5年5月24日	82人	61人	90人	233人	9件	7件
	合計（年平均）			289人（72人）	326人（82人）	438人（110人）	1,053人（263人）	9件（2件）

令和6年度 地域課題解決事業 実施結果

地区	協働（実施）団体名	事業内容	支出額
浜島	浜島地区自治会連合会	環境整備用品の購入	212,080 円
	南張地区会	環境整備用品の購入	144,000 円
	桧山路区	環境整備用品の購入	59,730 円
	塩屋地区自治会	環境整備用品の購入	110,882 円
	迫子自治会	防災用品の購入	76,560 円
	大崎自治会	環境整備用品の購入	104,720 円
	浜島町まちづくり委員会	浜島堤防アートプロジェクト事業	241,658 円
			合計
大王	波切・船越自治会	避難施設用防災用品（簡易トイレセット）購入	165,000 円
	名田自治会	ごみ集積所の修繕（設置替え）	341,000 円
	畔名自治会	畔名地区津波避難タワーへの特定小電力無線中継器等設置	493,900 円
			合計
志摩	片田自治会	津波避難誘導看板設置	204,820 円
	片田っ子クラブ	活動用品購入	86,900 円
	和具自治会	共同アンテナ撤去	30,800 円
	間崎自治会	活動車両車検時運搬代	220,000 円
	御座自治会	津波避難誘導看板設置	114,400 円
	志摩町自治会連合会	防災備蓄品購入	336,538 円
			合計
阿児	鶴方自治会	防災倉庫物資補充等	140,619 円
	神明自治会	ゴミ集積所の修繕	143,000 円
	立神自治会	環境整備用品購入	142,820 円
	志島自治会	ゴミ集積所修繕工事、環境整備用品購入	143,000 円
	甲賀自治会	ゴミ集積所美化活動用品購入	141,370 円
	国府自治会	公民館整備用資材購入、環境整備用品購入	143,133 円
	安乗自治会	ゴミ集積所補修用品購入	141,966 円
			合計
磯部	五知区	五知集落センター駐車場修繕	99,660 円
	迫間区	迫間区遊水地プール設備修繕	121,000 円
	三ヶ所区	三ヶ所区民センター1階和室床張り修繕	100,000 円
	全域	地域課題に関するアンケート印刷	6,732 円
	築地区	築地区有線放送設備修繕	77,000 円
	飯浜区	飯浜集落センター進入路修繕	99,990 円
	恵利原区	恵利原センター窓ガラス修繕	100,000 円
	飯浜区	飯浜集落センター空調環境修繕	295,000 円
	穴川区	穴川公民館屋根（東・北側）雨漏り修繕	100,000 円
			合計

令和7年度 地域課題解決事業 実施状況

地区	協働（実施）団体名	事業内容
浜 島	浜島地区自治会連合会	ごみ集積所の修繕
	南張地区会	環境整備用品の購入
	浜島町まちづくり委員会	浜島堤防アートプロジェクト事業
大 王	名田自治会	ごみ集積所の修繕
	波切自治会	ごみ集積所の修繕
	船越自治会	避難経路手摺設置
	各地区	避難施設用防災用品
志 摩	大口習字	活動用消耗品の購入（書道パフォーマンス）
	和具自治会	津波避難誘導看板設置
	越賀自治会	避難所用畳の収納台車購入
	御座自治会	AED屋外用収納BOX設置購入
	志摩町自治会連合会	防災関連消耗品等購入
阿 児	鵜方自治会	防災訓練関連用消耗品購入
	神明自治会	ゴミ集積所の修繕
	立神自治会	防災備蓄品・環境整備用品購入
	志島自治会	ゴミ集積所の修繕
	甲賀自治会	ゴミ集積所美化活動用品購入
	国府自治会	ゴミ集積所の修繕
	安乗自治会	防災関連物品・ゴミ集積所補修用品購入
磯 部	栗木広区	栗木広センター雨どい修繕
	桧山区	集落センターエアコン取り替え修繕
	上之郷区	公民館エアコン取り替え修繕
	恵利原区	恵利原福祉センター集会室カーペット張替修繕
	銀河の里自治会	地域内道路集積柵転落防止ガードコーン
	三ヶ所区自治会	三ヶ所区民センターLED交換
	磯部支所	イベント等PR用看板